



防犯機器等導入費補助事業の実施について

東大和市では、住宅への侵入盗被害の防止や、物価の高騰を踏まえた対策として、**市内の協力店**が、通常価格から補助額を控除した額で防犯機器等の販売・設置を行う補助事業を実施します。この事業は東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金及び国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

■実施期間

令和7年6月16日（月）から
令和8年2月27日（金）まで（※）

※期間内であっても市の予算上限に達した場合、事業終了となります。あらかじめご了承ください。

■補助対象機器等

- ①防犯カメラ（屋外用） ②カメラ付きインターホン
③人感センサーライト ④防犯フィルム

■補助（控除）額

機器等の購入・設置金額の4分の3
（千円未満切り捨て）
（上限額：3万円／世帯）

■購入者の補助対象要件

■補助対象となる協力店

補助対象要件及び事業協力店については、市ホームページをご覧ください。

（市ホームページ）



市役所での手続き不要！
購入時割引だから簡単！

本事業の詳細・事業協力店などは、
市ホームページをご覧ください →



手続きの流れ

- 1 購入等希望者（市民）は、市内の協力店に連絡し、機器等や設置の打ち合わせをする。
- 2 協力店は、必要に応じ、現場確認をする。
- 3 購入等希望者は協力店からもらう申込書を記入する。
免許証やマイナンバーカード等を提示し、本人確認を行う。
- 4 協力店は、申込に基づき防犯機器等の販売・設置を行う。
- 5 完了後、購入者は、補助率3/4が控除された額を協力店に支払う。